

戦略企画会議から

Progress Report from the Strategic Planning Committee

戦略企画会議第三委員会「組織強化と保険医療対策」の活動報告

日本眼科学会の保険担当理事および戦略企画会議第三委員会の委員長を拝命しております。第三委員会は、日本眼科学会における「組織強化と保健医療対策」がその任務となっております。前回、昨年日本眼科学会雑誌第126巻3号「戦略企画会議から」において、第三委員会の進捗状況をご報告させていただきましたが、今回は、その後の約1年間の活動についてご報告させ

ていただきます。

1. 日本眼科学会関連学会との連携強化と支援

戦略企画会議第三委員会の活動の一つに「日本眼科学会関連学会との連携強化を行い適切な支援を行う」があります。現在、日本眼科学会関連学会(以下、日眼関連学会)として承認されている学会は2023年1月

表 1 日本眼科学会関連学会一覧

学会名	承認期間
日本角膜学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本角膜移植学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本眼炎症学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本眼科手術学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本眼感染症学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本眼形成再建外科学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本眼光学学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本眼腫瘍学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本眼循環学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本眼薬理学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本近視学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本コンタクトレンズ学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本産業・労働・交通眼科学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本視野画像学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本弱視斜視学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本小児眼科学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本神経眼科学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本糖尿病眼学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本白内障学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本白内障屈折矯正手術学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本網膜硝子体学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本緑内障学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本臨床視覚電気生理学学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本涙道・涙液学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本ロービジョン学会	令和3年12月1日～令和5年11月30日
日本眼科アレルギー学会	平成30年5月1日～令和5年4月30日
日本眼科 AI 学会	令和3年11月1日～令和5年10月31日

表2 日本眼科学会関連学会に関する規定(改訂版・抜粋)

第3条(眼科関連学会の承認の基準)
一 眼科医の育成および眼科学の進歩発展のための事業を日本眼科学会と継続的に連携して行う意思を有し、かつ、実行すること。
二 当該学会の関与する全ての活動において、当該学会の会員が、日本眼科学会の定める倫理規範・倫理指針を遵守すること。
三 役員1名以上が日本眼科学会の評議員であり、かつ、原則として役員過半数が日本眼科学会の会員であること。
四 100名以上の個人会員を有していること。
五 個人会員のうち過半数が日本眼科学会会員によって構成されていること。
六 主として会員からの年会費で運営されていること。
七 当該学会の会計が適切に処理されていること。
第8条(更新)
日本眼科学会は、眼科関連学会の承認について、2年ごとに承認を更新するか否かを審査する。更新を希望する眼科関連学会は、新規承認の際と同じ手続きを取らなくてはならない。
第10条(改正)
4. 本規定は、令和3年4月7日から一部改正施行する。(第3条、第4条、第5条、第8条)ただし、令和3年4月6日以前に承認された眼科関連学会に対しては、当初の規定で定めた最初の更新時から適用する。
5. 第3条第三号の、役員1名以上が日本眼科学会の評議員であることが満たされない場合においては、本規定の施行から2年間に限り、猶予期間を設ける。
6. 第3条第五号が満たされない場合においては、本規定の施行から2年間に限り、猶予期間を設ける。

現在で27学会あります(表1)。日本眼科学会は、これら関連学会との連携を強化していくことで、我が国における優れた眼科医の育成および眼科学のさらなる進歩発展を目指しております。

昨年(2022年)11月20日には、第1回日眼関連学会連絡会議が行われました(Web会議)。今回、27のすべての日眼関連学会の理事長または役員に参加していただき、日眼関連学会のありかたや、社会保険やガイドラインについて、また学術総会運営について情報共有をいたしました。27学会の関係者が一堂に会する機会がこれまではなく、今回、意見交換ができたことは大変有意義であったと考えます。今後もこのような連絡会議を定期的に続けていきたいと思っております。

日眼関連学会については、2021年4月に規則が改正され(表2)、現在、2年ごとの更新となっています。今年は27学会すべての関連学会が更新の年となり、各学会の関係者には更新に向けてご準備をしていただくことになります。どうぞよろしくお願ひします。なお、27学会中25学会は2023年(令和5年)11月30日までの承認期間となっていますが、2016年12月1日以降に日眼関連学会に加盟された2学会(日本眼科アレルギー学会、日本眼科AI学会)については承認期間が他学会と少し異なっていますのでご注意ください(表1)。

2. 保険医療対策と標準治療の推進について

現在、2年に一度診療報酬改定が行われていますが、日本眼科学会は、日本眼科医会および日眼関連学会と連携を取りながら診療報酬改定に取り組んでおり

ます。次の改定は2024年(令和6年)4月となり、今年(2023年)は厚生労働省とのヒアリングの年となります。今回も日本眼科学会、日本眼科医会、日眼関連学会は、連携を密にして夏に開催予定のヒアリングに臨みたいと考えております。

診療における標準治療を推進させていくためには、診療ガイドラインの整備が重要となっています。これらガイドラインや手引きなどの整備は、診療報酬改定の要望においても非常に重要になります。ガイドラインや手引きは、日眼関連学会より作成および提出され、日本眼科学会診療ガイドライン委員会(委員長：川島秀俊教授)で審査され、その後、日本眼科学会で承認という流れになっています。昨年(2022年)に日本眼科学会の承認を受けて公表されたガイドラインや手引き等は5篇ありました(表3)。現在、承認されたガイドラインは日本眼科学会雑誌のほか、日本眼科学会ホームページにも掲載されており、簡単にアクセスできます。皆様、どうぞご活用ください(<https://www.nichigan.or.jp/member/journal/guideline/>)。

3. ダイバーシティ促進について

眼科は女性医師が多い診療科ですが、女性医師が学術活動において今後さらに活躍できる環境を構築する必要があります。このたび、日本眼科学会では戦略企画会議第三委員会の下に、日本眼科学会ダイバーシティ推進委員会(委員長：五味 文教授)を発足させ、特に女性眼科医の学術活動の支援に向けての取り組みを開始しました。実際の活動として、日本眼科学会総集会プログラム委員会に対して、女性眼科医の

表 3 2022 年に公表されたガイドライン・手引き等

ガイドライン・答申等	日本眼科学会雑誌掲載号
ヒト(自己)口腔粘膜由来上皮細胞シート使用要件等基準(改訂第2版)	第126巻1号
緑内障診療ガイドライン(第5版)	第126巻2号
ヒト羊膜基質使用ヒト(自己)口腔粘膜由来上皮細胞シート使用要件等基準	第126巻3号
黄斑部毛細血管拡張症2型診療ガイドライン(第1版)	第126巻4号
先天鼻涙管閉塞診療ガイドライン	第126巻11号

シンポジスト・座長への積極的な登用を提言し、全国の大学病院の眼科に対してダイバーシティ実態調査を行いました。本委員会の活動については、今春開催される第31回日本医学会総会2023東京(2023年4月21日～4月23日、東京国際フォーラムおよび丸の内・有楽町エリア)でのシンポジウム(ダイバーシティ推進委員会企画「各学会におけるダイバーシティの取り組み」4月22日(土)13:30～15:30、第18会場JPタワー、ホール3)で五味委員長がシンポジストとして発表予定です。

なお、第31回日本医学会総会に設立されたダイバーシティ推進委員会では、その委員長として大野京子教授(東京医科歯科大学)が眼科から選出されています。日本眼科学会の会員の皆様、お時間のある限り第31回日本医学会総会にもご参加いただき、眼科におけるダイバーシティ促進の活動にご支援をいただければ幸いです。

以上、2022年の戦略企画会議第三委員会の活動につきましてご報告いたしました。今後も引き続きご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い致します。